

廃棄物エネルギー利活用基本計画策定業務提案公募要領

1 提案公募の目的

高松市（以下「本市」という。）では、令和15年度から稼働を予定している新たなごみ処理施設（以下「次期ごみ処理施設」という。）を整備するための基本条件を取りまとめ、令和5年5月に「高松市次期ごみ処理施設整備基本計画」を策定した。

本業務は、次期ごみ処理施設における、余熱及び発電した電力の利活用策について、基本的な方向性や実現可能性のある利用用途を検討、整理し、「廃棄物エネルギー利活用基本計画」として取りまとめることを目的とする。本業務を委託するに当たり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、最も適した事業者を選定するため、提案公募を実施するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 廃棄物エネルギー利活用基本計画策定業務
- (2) 業務内容 廃棄物エネルギー利活用基本計画策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日まで
- (4) 提案上限額 8,181,000円 ※消費税及び地方消費税を除く。

なお、この金額は、見積合せ時の予定価格となるものではない。

3 参加資格

企画提案者として必要な参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 本提案公募への参加表明書提出日現在、本市の測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿（土木関係建設コンサルタント）に登録されていること。建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を受けていること。
- (2) 過去15年以内に元請として完了した、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設の熱利用に係る検討調査業務を元請けとして履行した実績を有すること。実現可能性調査等、具体的な内容を検討したものに限る。他事例の調査や紹介にとどまっているものは含まない。
- (3) 仕様書で示す管理技術者等を配置できること。
- (4) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）

第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 参加表明書提出の時点において、国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

4 提案公募関係資料の交付

(1) 交付資料

ア 廃棄物エネルギー利活用基本計画策定業務提案公募要領（以下「本要領」という。）

イ 仕様書

ウ 申請関係様式

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・実績調書（様式第2号）
- ・見積書（様式第3号）
- ・質問及び回答書（様式第4号）

(2) 交付期間

令和5年9月14日（木）から同年10月23日（月）まで

(3) 交付方法

高松市環境局環境施設対策課ホームページ上からのダウンロードによる。

掲載URL https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sonota_boshu/kobo_propo/energy_koubo.html

5 参加表明書の提出等

(1) 提出方法

本要領に基づく企画提案書の提出を希望する者は、(5)に直接持参又は書留郵送（一般書留又は簡易書留）すること。

ア 持参の場合：参加表明書提出期間中（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び土曜日（以下「市役所閉庁日」という。）以外の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間）とする。

最終日のみ正午で提出を締め切るので注意すること。

イ 郵送の場合：提出期間に必着とする。最終日の正午で提出を締め切るので注意すること（到着時刻については、郵便追跡サービスに記録されている時刻による。）。

なお、郵送到着サービスで確認できる問合せ番号を事前に電子メールで連絡すること（(5)提出場所の電子メール参照）。

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 実績調書（様式第2号）※本要領に記載の参加資格に対応する実績のみ提出ください。

ウ ア及びイで添付を求めている書類

(3) 提出部数

1部

(4) 提出期間

令和5年9月15日(金)から同年9月22日(金)正午まで

なお、提出期間内に参加表明書が到達しなかった場合及び企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできない。

(5) 提出場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市 環境局 環境施設対策課 事業係

電子メール k_sisetsu@city.takamatsu.lg.jp

(6) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無については、令和5年10月4日(水)までに電子メールで送信する。なお、選定した者には選定通知書を、選定しなかった者には、その理由を送信する。

6 提案等に関する質問

(1) 受付方法

本要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、令和5年9月15日(金)から令和5年9月26日(火)午後5時までの間に質問及び回答書(様式第4号)を(2)の受付場所に電子メール又は直接持参すること。

※ 電子メールで提出する場合は、受信確認のため、送信後、送信した旨を質問受付期間中(市役所閉庁日以外の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に電話連絡すること。

直接持参の場合は、市役所閉庁日以外の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(2) 受付場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市 環境局 環境施設対策課 事業係

電子メール k_sisetsu@city.takamatsu.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問書受付後、速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供する。なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、企画提案しなければならない。

ア 閲覧期間 令和5年10月5日(木)から同年10月16日(月)まで
(市役所閉庁日を除く。)

イ 閲覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
(閲覧初日に限り、午後1時までに閲覧開始)

ウ 閲覧場所 (2)の受付場所

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

企画提案書の提出者として選定された者は、次の書類を(3)の提出場所に直接持参(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間:市役所閉庁日を除く。)すること。

ア 企画提案書

(ア) 企画提案内容

仕様書に示す業務内容を満たした上で、9(1)「審査基準」に掲載の審査項目に留意し、企画性、専門性のある企画提案を示すこと。

(イ) 書式 A4判(A3判片袖折りも可)

(ウ) 部数 8部

(エ) 留意事項

企画提案書は、全体で10ページ以内(A4判サイズで1ページ、A3判サイズは2ページとする。)とし、記述はできるだけ平易な表現(図表等を含む。)とすること。

提出期間以降における企画提案書の差し替え及び再提出は、一切認めない。

イ 見積書

(ア) 内容

内訳書を添付し、具体的な項目、仕様、数量、金額等が分かるようにすること(具体的な内容が不明なもの、明らかに経費対象とならないものが含まれる場合は、提出期間内において、再提出を求めることがある。)

(イ) 書式 見積書(様式第3号)を使用すること(内訳書の様式は任意)。

(ウ) 部数 8部

ウ 参考資料(企業としての特性、実績その他を示す資料)

(ア) 書式 A4判(A3判片袖折りも可)

(イ) 部数 8部

(2) 提出期間 令和5年10月5日(木)から同年10月16日(月)午後5時まで

(3) 提出場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市 環境局 環境施設対策課 事業係

8 ヒアリングの実施

企画提案者には、提案書記載内容についてヒアリングを実施する。

ヒアリング所要時間は、1者当たり15分程度の概要説明を予定(別途、質疑応答を設ける)しており、配置予定の管理技術者の出席を要する。

なお、ヒアリングの日時・場所など、詳細事項は、企画提案者の選定通知において連絡する。

- ※ 令和5年10月23日（月）予定
- ※ 出席者は最大で4人までとし、企画提案書に基づき説明すること。なお、プレゼン用の機材（プロジェクタ等）の使用はできません。
- ※ ただし、企画提案書の書面審査のみ実施し、ヒアリングを実施しない場合がある。

9 事業者の特定

(1) 審査基準

次の審査基準に基づき企画提案内容を評価し、評定点が最も高い企画提案書の提案者を特定者とする。なお、審査は非公開とする。

また、参加表明者及び企画提案者が1者のみの場合においても、審査において総得点の6割に相当する60点以上を獲得した場合には、当該企画提案者を特定者とする。

審査項目		配点	審査事項
1	参加者の業務実績	5点	過去15年以内に元請として完了した、国又は地方公共団体が発注する、一般廃棄物焼却施設の熱利用に係る検討調査業務を履行した実績 ※1 ※2
2	配置予定管理技術者等の業務実績	管理技術者	5点 過去15年以内に元請として完了した、国又は地方公共団体が発注する、一般廃棄物焼却施設の熱利用に係る検討調査業務の従事件数 ※1 ※2
		担当技術者	5点 過去15年以内に元請として完了した、国又は地方公共団体が発注する、一般廃棄物焼却施設の熱利用に係る検討調査業務の従事件数 ※1 ※2
3	連絡・相談体制	10点	専門的な知識を有する担当者の配置、連絡体制は整っているか
4	業務実施スケジュール	5点	遂行可能な工程になっているか
5	企画提案書の内容	業務理解度	20点 業務内容、業務背景を的確に理解した提案となっているか
		業務の実施方針	20点 本業務の趣旨・目的を的確に理解し、具体的で実現可能な実施方針となっているか
6	ヒアリング	説明及び質疑応答	10点 企画提案書の内容が十分に説明されるとともに、質疑に対する回答も適切か
7	見積価格	20点	最低見積価格/当該参加者の見積価格×20点
合計		100点	

※1 実績1件につき1点とし、最大5点まで加点。

※2 実現可能性調査等、具体的な内容を検討したものに限る。他事例の調査や紹介にとどまっているものは含まない。

(2) 通知

企画提案書の特定、不特定については書面により応募者に通知するものとし、審査結果に

関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないこととする。

なお、提案が特定された者であっても、契約手続が完了するまでは、本市との契約関係は生じない。

(3) 次点繰上げ

契約締結までに、特定された者が前記3参加資格の要件を満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、審査結果が次点の者から順に繰り上げて特定の相手方とする。

(4) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 前記3参加資格の要件を満たさなくなった者

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ 見積書の見積額（税抜価格）が前記2業務概要(4)の提案上限額を超えている場合

10 契約

(1) 仕様書

企画提案招請告示において定める内容を逸脱しない範囲で、契約時に、特定された企画提案書から業務内容に応じた仕様書に変更する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要する（契約金額の100分の10以上の額とする。）。

ただし、高松市契約規則第24条第2号、第3号、第4号又は第7号のいずれかに該当する場合、免除する。

(4) 支払条件

前払金 有り 部分払 無し 完了払 有り

11 提案公募に関する留意事項

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び国際単位系（S I）による。

(2) 参加表明書及び企画提案書の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の管理技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

(4) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載を行った場合又は審査の公平性を害する行為があった場合は、当該表明及び提案を無効とする。

(5) 参加表明書及び企画提案書は、返却しない。

(6) 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者の選定及び企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

(7) 提出された企画提案書のうち、特定された企画提案書は、特定後、一定の期間、評価結果とともに公開することがある。なお、特定されなかった企画提案書についても公開することがある。

非公開を求める場合は、その旨を企画提案書に記載すること。この場合、企画提案書は公開しないが、「非公開を希望した旨」を公開する。ただし、公正性、透明性、客観性を期する必要がある場合は、この限りでない。

(8) 企画提案書作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。